

財政健全化判断比率

自治体の財政破綻を未然に防ぐため、国が財政状況をより詳しく把握し、悪化した団体に対して早期に健全化を促すため、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が平成21年4月に施行されました。

市では、財政破綻を未然に防ぐため毎年度、新しい財政指標（健全化判断比率および資金不足比率）を算定しています。

平成21年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率は下表のとおりです。

指標		本市	早期健全化基準
健全化判断比率	実質赤字比率	－%	13.32%
	連結実質赤字比率	－%	18.32%
	実質公債費比率	14.4%	25.0%
	将来負担比率	120.6%	350.0%
資金不足比率		資金不足の 会計なし	(経営健全化基準) 20.0%

※「－%」は赤字額がないことを表しています。

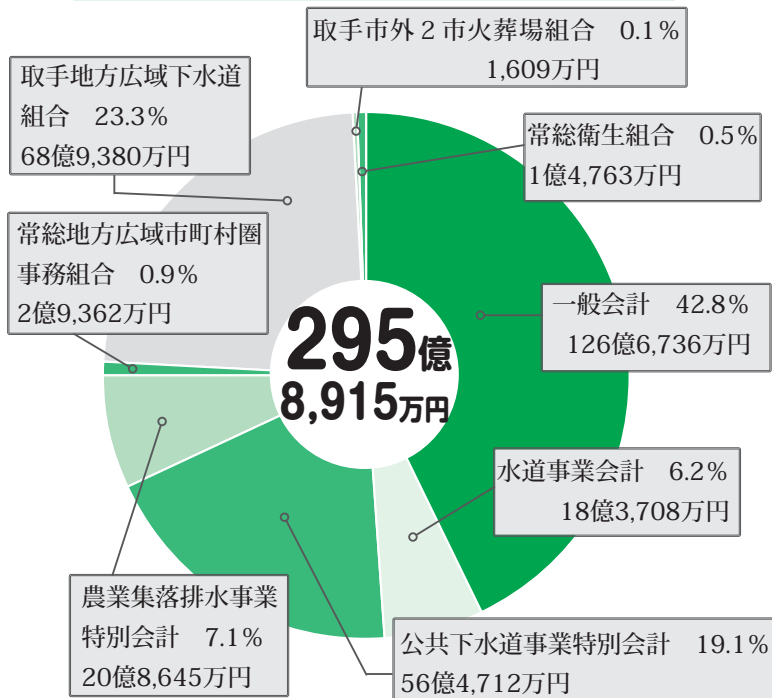
実質赤字比率…福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計などの赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

連結実質赤字比率…すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの。

実質公債費比率…借入金（地方債）の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの。

将来負担比率…地方公共団体の一般会計などの借入金（地方債）

市の借入（市債）はいくら？



や将来支払っていく可能性のある負担などの現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

資金不足比率…公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの。

早期健全化基準…地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準。4つの指標のうち1つでも基準以上になると「早期健全化団体」に指定されます。

決算監査意見書要約

市監査委員 竹内 啓一
市監査委員 中山 栄一

つくばみらい市の平成21年度決算を審査したところ、審査に付された各決算書は、関係法令に準拠し作成されており、決算計数は関係諸帳簿および証拠書類と照合した結果、各決算書は適正妥当と認められました。

また、予算の執行状況は、おおむね所期の目的に従って効率的に執行されていると認められました。

一般会計と特別会計の総額は、歳入で、242億4441万円と前年度に比べ11億5265万円（プラス5・0割）、歳出が230億8511万円、10億5681万円（プラス4・8割）、それぞれ増加しています。

なお、一般会計における財政分析指標の財政力指数は0・79（過去3年間の平均値）となっており、この指数は、指数が高いほど行政力が強いことを示し、指数が1以上になると普通交付税が交付されません。次に、経常収支比率は91・9割で、前年度に比べ2・3ポイント改善しています。この指数は、指数が高いほど行政の固定費が多いことを示しています。

また、自治体の財政破綻を未然に防ぐための指標である健全化判断比率の実質公債費比率は、14・4割です。この指数は、公

債費による財政負担の程度を示しています。次に、将来負担すべき実質的な負債の規模を示す将来負担比率は、120・6割となっています。

次に市税について、一般会計153億1019万円のうち市税は59億8307万円で、歳入全体の39・1割です。使用料および手数料などを含めた自主財源は78億542万円で、全体の51・0割となり、前年度より4億9710万円の減少となりました。依存財源については、75億477万円で全体の49・0割でした。今後、市と議会が一体となって創意工夫をし、自主財源の確保に努めてください。

次に、水道事業について、当年度における営業成績は、営業利益で9886万円の黒字、営業外利益は、3493万円の赤字で差し引き6393万円の黒字となっています。

水道事業の指標となる有収率は、昨年度に比べ1・1ポイント増の86・5割となっています。今後の水道事業運営に当たっては、引き続き有収率の向上に努めていただき、安全で良質な水道水の安定供給に向けて、一層の努力をされるよう

要望します。